

半田市農業委員会農地改良届に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地（以下「農地」という。）について、埋立て、盛土又は土壌を掘削する行為（以下「農地改良」という。）をしようとする者（以下「届出者」という。）に対し、適正な指導を行うことにより、当該農地改良による隣接の農地等への被害を防止し、農地として秩序ある利用と保全を図ることを目的とする。

(届出対象となる農地)

第2条 農地改良を施工する場合の届出対象となる農地は、次の各号のいずれにも該当するものとし、これを超えるものについては、農地法に基づく所要の手続きを行うものとする。

- (1) 工期が、耕作に支障のない時期（作付けしている主作物の収穫後から次の作付けまでの間をいう。）で、かつ、3ヶ月以内であるもの
- (2) 埋立て及び盛土の土質が、従前の耕作土と同等又はそれ以上に今後の耕作の目的に適したものが用いられているもの
- (3) 土壌を掘削する場合の深さが、原則として60cm以内のもの

(届出手続き)

第3条 届出者は、事業実施前に農地改良届出書（様式第1。以下「届出書」という。）2部を半田市農業委員会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

2 届出書には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 位置図（縮尺2,500分の1程度のもの）
- (2) 土地整理図（縮尺600分の1程度のもので隣地の地目を記入のこと）
- (3) 土砂等の搬入・搬出経路図
- (4) 届出地が愛知用水受益地内の場合は、愛知用水土地改良区農地改良協議済書（愛知用水土地改良区第三又は第四事務所より発行されたもの）
- (5) 現況平面図、計画平面図及び縦断面図（道・水路との取付け、境界、埋立高及び法勾配を明記したもの）
- (6) 排水計画図
- (7) 隣地に農地等がある場合は、隣接する農地所有者（耕作者）承諾書（様式第2）、又は、それらの者に本事業を説明し、営農上の支障がないことを確認した旨の

届出書等への記述

- (8) 埋立土の種類が建設残土の場合は、搬出先位置図（工事発注者及び連絡先を明記したもの）
- (9) 届出者と工事施工業者の連名による、産業廃棄物での埋め立ては一切行わないこと及び農地改良の内容を遵守することを確約する旨の誓約書（様式第3）
- (10) 届出地が土地改良区域内の場合は、土地改良区地区担当工区長の同意書（様式第4）
- (11) 改良後の耕作予定に関する営農計画書（耕作予定が水田普通作である場合を除く。樹園地の場合は成園化するまでの年間予定も記したものとする）

（現地立会い）

第4条 会長は、届出書の提出があったときは、届出者及び工事施工業者と現地立会いを実施し、造成計画、排水計画等について確認するものとする。この場合において、土地改良区域内の担当工区長等にも立会いを求めることができる。

（受理通知）

第5条 会長は、届出書の提出があった場合は、書類審査、現地調査及び関係各課との協議を行い、届出内容が適正であると認めるときは、受理した旨を速やかに届出者に農地改良届出受理済書（様式第5）により通知する。

2 届出者は、前項の受理済書の通知を受けた後に工事に着手するものとする。

3 届出者は、届出書を提出した後で届出の内容を変更するときは、会長に協議するものとする。

（境界の明示）

第6条 農地改良をする農地については、届出者が境界を明示するものとする。

（埋立て高さ）

第7条 農地改良をする農地の埋立ての高さは、原則として道路面の高さまでとし、原則を外れる場合は、関係機関と別途協議するものとする。また、埋立て等により既存の排水系統に影響を与える場合は、届出者が排水構造物の設置等必要な措置を講じるものとする。

（排水対策）

第8条 農地改良をする農地には、降雨により土砂等が道路に流出しないように、届出者が必要な排水施設を設置することとし、農地改良後も適正な維持管理を行うも

のとする。

(造成斜面の勾配)

第9条 農地改良によって生じる斜面(法面)は、原則として勾配を 30° (1:1.8)以下にするものとする。

(責任義務)

第10条 農地改良の施工により付近の農地、農作物、道・水路等について損害及び被害を与えたときは、届出者が補償及び復旧の義務を負うものとする。

(報告)

第11条 届出者は、工事が完了したときは、工事完了報告書(様式第6)を速やかに会長に提出するものとする。

2 会長は、工事完了報告書が提出されたときは、現地踏査を実施し、農地改良の完了を確認するものとする。この場合において、土地改良区域内の担当工区長等にも立会いを求めることができる。

(施工後の利用)

第12条 届出者は、原則として工事完了後、3年以上農地として有効に利用するものとする。

(その他)

第13条 当該農地改良について、この要綱以外に他の法令の規定に基づく手続きが必要な場合は、関係機関から許認可等を受けるものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、農地改良の指導指針について(平成6年3月24日付け6農管第116号愛知県農地林務部長通知)に照らし、会長がその都度定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年6月15日から施行する。

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。